

議案第 96 号

権利の放棄について

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 9 日

山都町長 梅田 穰

- 1 放棄する権利 水道料金債権（延滞金及び督促手数料含む。）
- 2 債務者 債務者 A（住所：熊本県熊本市）
- 3 放棄する債権の額 2,360 円
- 4 放棄の理由 債務者は平成 31 年 3 月 21 日に死亡しており、相続人について調査を行ったが、本籍不明により特定が困難なため財産の存否も明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 173 条第 1 号に規定する 2 年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

（提案理由）

本町が保有する債権（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第 96

条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。